

鹿島市下水道指定工事店のしおり

鹿島市 環境下水道課

1 指定工事店

下水道は、住民に安全で快適な生活環境を確保するために必要不可欠な施設です。下水道を使用するためには台所、風呂、便所などの排水設備の改造をしなければなりません。これらの排水設備の改造工事は、市が指定した工事店（指定工事店）でなければ施工することができません。

排水設備の工事は、毎日使用する大事な箇所の工事ですので、申請から施工までについて様々な規定があります。指定工事店の方々は、市民の皆様が安心して工事を依頼できるようお願いします。

2 指定工事店の要件

指定工事店になるためには、次の要件を備えていなければなりません。

- ・ 県内に住所又は営業に適する事業所を有し、かつ、相当の信用を有すること。
- ・ 責任技術者を1人以上有すること。

※鹿島市に登録している人

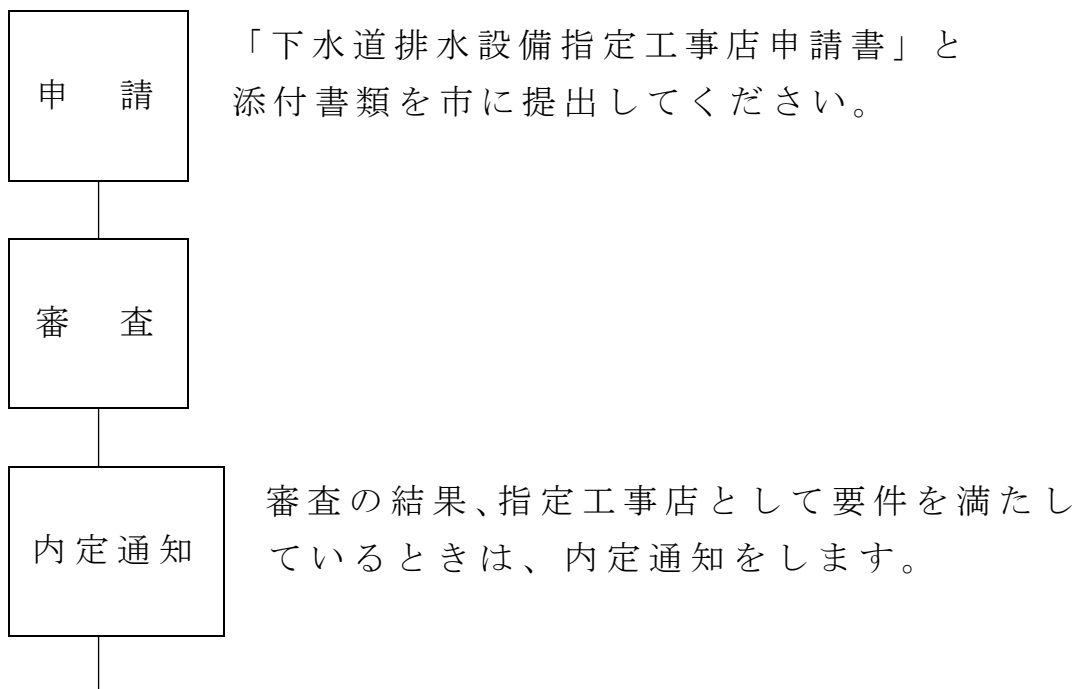
- ・ 現に禁固以上の刑に処せられていないこと、又は禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受けていないこと。
- ・ 市町村民税、下水道事業受益者負担金、下水道使用料及び水道使用料を滞納していないこと。
- ・ 指定を取り消されているときは、その取消しの日から1年以上経過していること。

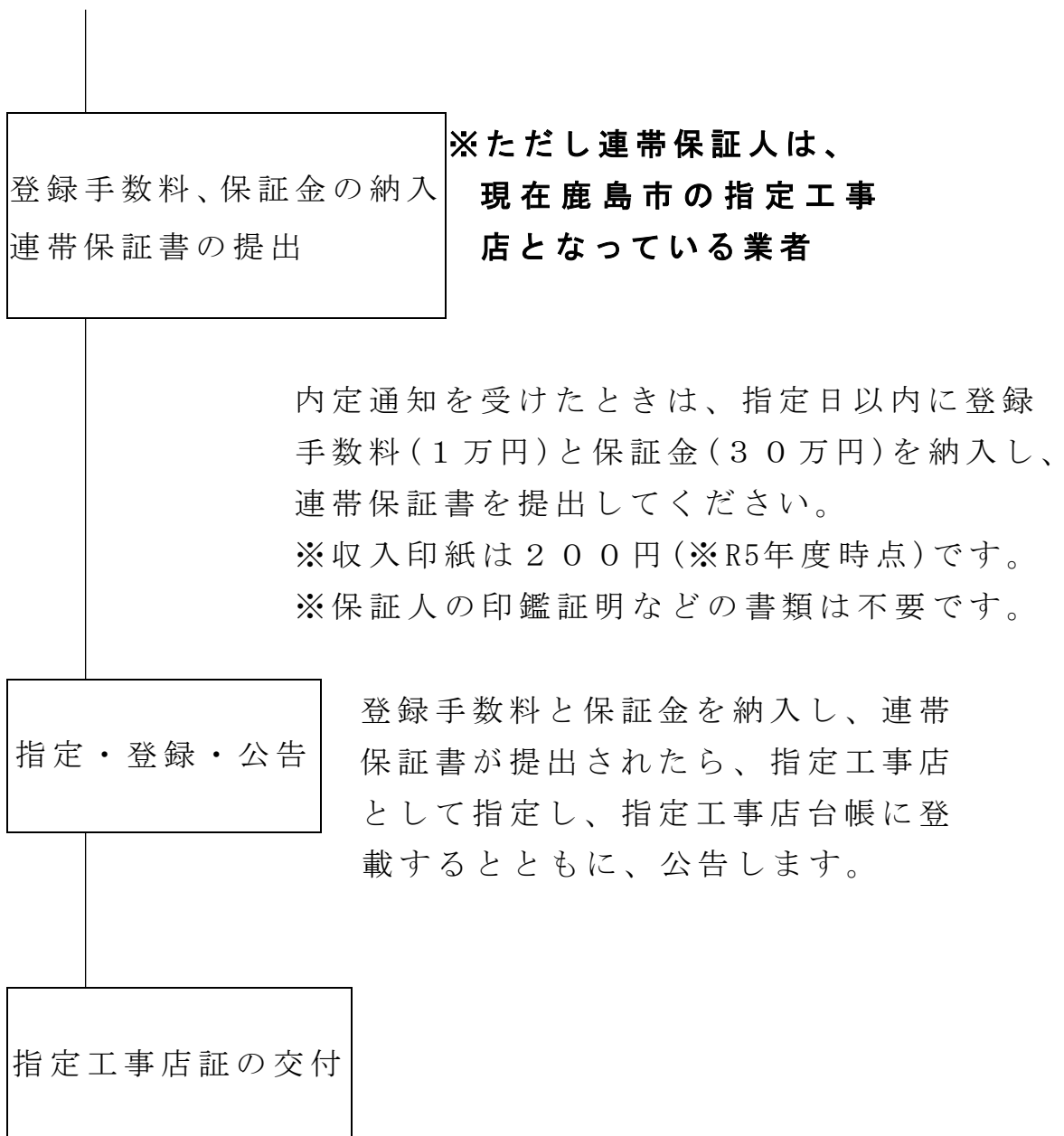
3 申請

指定工事店の申請をするときは、次に掲げる書類を提出してください。

- ・ 下水道排水設備指定工事店申請書（HPに様式有り）
- ・ 履歴書（法人にあっては、定款及び登記簿謄本）
- ・ 工事経歴書
- ・ 責任技術者の名簿
- ・ 身分証明書及び住民票抄本
- ・ 所有する設備、器具及び機械の調書
- ・ 市町村民税及び上下水道使用料の納入を証する書類

4 指定工事店の指定及び登録





（有効期間）

指定の有効期間は、指定の日から起算して3年を経過する日の属する月の末日です。

5 遵守事項

指定工事店として指定されたら、次の事項を守ってください。

- ・ 排水設備等の新設等の工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒否しないこと。
- ・ 排水設備の新設等の工事は、適正な価格で誠実かつ迅速に施工すること。
- ・ 排水設備の新設等の工事は、専属の責任技術者に技術及び施工に関する一切の事項を担当させること。
- ・ 名義を他人に貸与しないこと。
- ・ 下請人に工事を施工させないこと。
- ・ 工事完了検査の結果、不良箇所については、指定期日までに改修すること。
- ・ 検査合格後1年以内に故障が生じたときは、無償で補修すること。ただし、その故障が不可抗力又は使用者の責めによるときは、この限りでない。
- ・ 「鹿島市下水道排水設備指定工事店」と記載した標識を掲げ、また、指定証を店舗内に掲げること。
- ・ 指定証を汚損し、又は紛失したときは、直ちに市長に報告し、再交付を受けること。

6 届出事項等

(1) 次のようなときは、直ちに届出をしてください。

- ・ 営業を廃止したとき。
- ・ 組織を変更したとき。
- ・ 店舗を移転したとき。
- ・ 責任技術者に異動があったとき。
- ・ 商号又は名称及び代表者に変更があったとき。
- ・ 店舗の所在地、電話番号に変更があったとき。
- ・ 指定工事店の要件を欠くに至ったとき。

7 指定の取消し等

- (1) 指定工事店が次の事項に該当するときは、指定を取消し、又は一定期間その効力を停止することがあります。
- ・ 営業を廃止し、又は中止したとき。
 - ・ 条例又はこの規則に違反する行為があったとき。
 - ・ 指定工事店の要件を欠くに至ったとき。
 - ・ 工事に関し不正な行為があったとき。
 - ・ 保証金に不足が生じ、その不足額を納入しないとき。
 - ・ その他市長が指定工事店として不適當と認めたとき。
- (2) 指定の有効期間が満了し、又は指定を取り消し、若しくは指定の効力を停止されたときは、指定証を市に返却し、標識を取り除いてください。

8 排水設備工事等の申請(届)事務手続き

- (1) 下記申請(届)の手続きは使用者に代って指定工事店が行います。
- ①排水設備等新設等計画(変更)確認申請
 - ②排水設備等新設等工事完了届
 - ③公共マス及び取付管の新設等許可申請(特別に増設する場所)
 - ④水洗便所改造資金融資あっ旋申請